

区地域福祉計画の見直しについて

1 見直しの趣旨

[位置づけ]

- ・社会福祉法において、地域福祉の推進の理念（第4条）、各市町村における地域福祉計画の策定（第107条）が規定されている。

[計画期間]

- ・現計画は平成18～22年度（5年間）

[見直しの観点]

- ☐ 地域福祉を取り巻く環境の変化に対応
- ☐ 現計画（平成18～22年度）の取組状況と課題を検証・反映 など

2 見直しの考え方・ポイント

① 市地域福祉計画と各区地域福祉計画の役割分担の整理

- ・住民が参加・活動する内容（自助・共助）を位置づけた「区計画」と、行政が取り組むべき内容（公助）を位置づけた「市計画」の役割分担を整理する。

② 現状に則した修正

- ・社会経済情勢や国等の動向、その他の諸状況の変化を踏まえて修正を行い、必要に応じて適切な取組項目を新たに設定する。

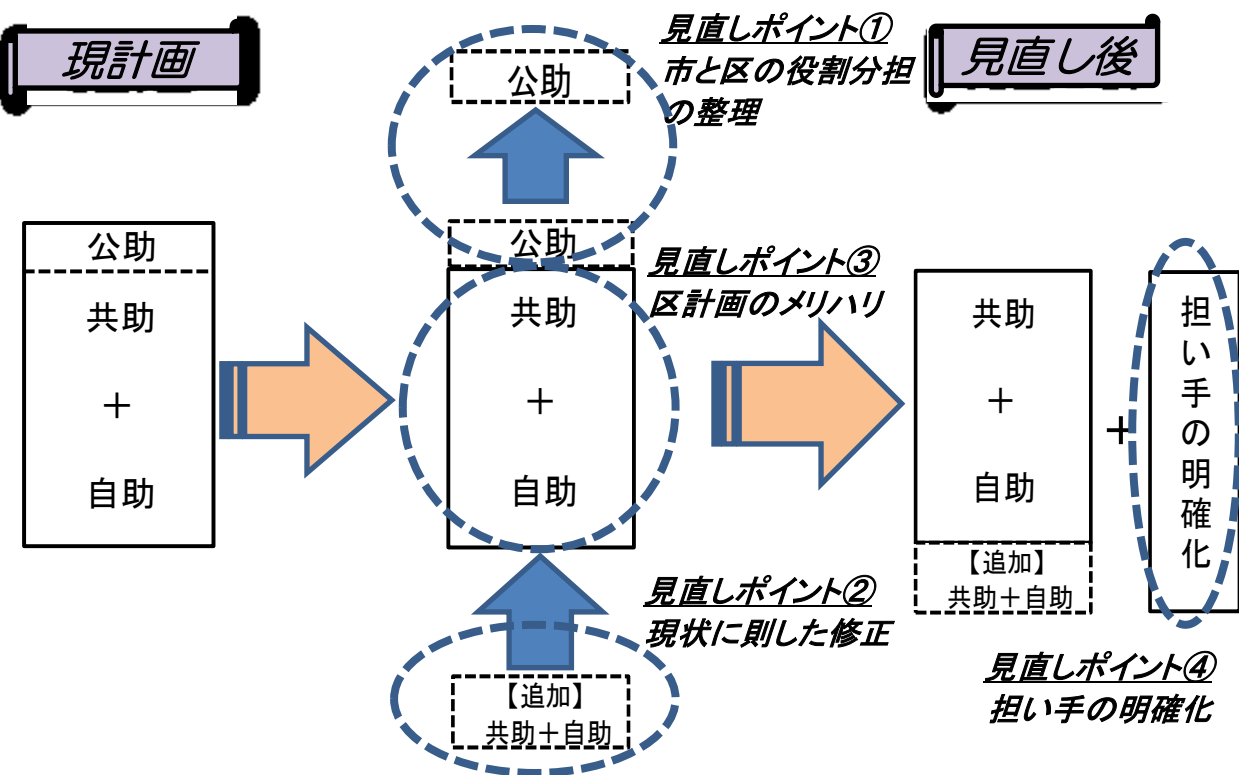
③ 区計画のメリハリ

- ・区の特徴に合わせた課題への対応を図るため、優先して取り組む項目を設け、取組みを強化する。

④ 担い手の明確化

- ・各区計画を着実に推進するため、計画を実行する担い手を明確化する。

3 見直しのイメージ



4 現計画の見直し方法

[見直しの実施主体]

- ・今回の見直しにあたっては、市計画と区計画の役割分担（公助項目の移動）、区計画のメリハリ付け（項目の重点項目化）、担い手の明確化（実施主体の選定）を行うこととしており、区推進協のメンバーは計画の推進状況や課題を熟知していることから、この見直し作業は、区推進協で行うことが適当である。
また、現状に則した修正（新たな生活課題の追加）についても、前回の策定フォーラムでほとんど把握されており、区推進協のメンバーによる地域からの吸い上げで十分対応可能である。

[市民意見の反映]

- ・改定計画の骨子案を策定した時点（平成22年度当初）で、各区において地区別説明会を開催する。

5 今後のスケジュールのイメージ

